

報告第5号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年5月13日提出

豊川市長 竹本幸夫

## (福祉部関係)

1	専決年月日	令和8年2月17日
	相手方	大和リビング株式会社
	損害賠償の額	79,200円
	概要	令和7年8月27日午前10時5分頃、豊川市市田町河尻53番2の駐車場において、委託業務を行う者の運転する自動車が相手方の所有するブロック塀に接触し、当該ブロック塀の一部が破損した。

(建設部関係)

1	専決年月日	令和8年2月24日
	相手方	豊川市在住の30代男性
	損害賠償の額	723,000円
	概要	令和8年1月1日午後4時頃、豊川市篠東町東宮103番1地先の市道において、道路照明灯が倒れ、相手方の運転する自動車に当たり、当該自動車の一部が破損した。
2	専決年月日	令和8年3月10日
	相手方	豊川市在住の30代女性
	損害賠償の額	479,916円
	概要	令和8年1月11日午後2時30分頃、豊川市穂ノ原3丁目2番6地先の市道において、街路樹の支え木が倒れ、相手方の所有する自動車に当たり、当該自動車の一部が破損した。